

懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団日本身体障害者アーチェリー連盟(以下、「当連盟」という。)が担う社会的使命や重要な役割に鑑み、本連盟の事業施行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びアーチェリー競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定の適用範囲は、本連盟のコンプライアンス規程第2条に規定された役員、職員、各委員会委員、及び強化指定選手含む競技者などの本連盟関係者(以下、「役員等」という。)とする。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、前条に規定された者の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 正当な理由なく、本連盟の指示命令に従わなかったとき。
- (2) 本連盟及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき。
- (3) 暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及び差別などをはじめとする不法行為を行ったとき。
- (4) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求、又は約束したとき。
- (5) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき。
- (6) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき。
- (7) 関係法令又は本連盟の定める諸規定に違反したとき。

2. ドーピング違反行為に関しては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程による。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じて以下の処分を行うことができる。

(1) 役員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 降格 下位の役職に移行させる。

- ④ 懲戒免職 役員については定款第30条に基づき解任する。
- (2) その他の本連盟関係者に対する処分の種類
 - ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - ② けん責 文書による注意を行い戒める
 - ③ 登録の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - ・有期の登録資格停止 1か月以上2年以下
 - ・無期の登録資格停止
 - ④ 登録資格の剥奪 永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。
 - ⑤ 除名 本協会から除名する
- 2 本連盟は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、書面による反省文の提出その他必要な処置を課することができる。

(登録資格停止処分の解除)

- 第5条 登録資格停止処分を受けた登録者等は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後（無期の登録資格停止処分については2年を経過した後）に、以下の手続きにより、登録資格停止処分の解除申請を行うことができる。
- (1) 当該登録者は、本連盟事務局（以下、「事務局」という。）に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する。
 - (2) 事務局は、本連盟のコンプライアンス委員会（以下、「コンプライアンス委員会」という。）に前号の書類一式を回付する。
 - (3) コンプライアンス委員会は、当該登録者等を聴聞のうえ、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する。
 - (4) 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議・決定する。
- 2 理事会において解除が認められた登録者は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

- 第6条 本連盟は、全ての規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

- 第7条 処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための処置)

- 第8条 コンプライアンス委員会は、必要に応じて適宜、本連盟、加盟団体及び審査対象者又は、その他当該事案に関する者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の

提出を求め、直接事情を聴取し、現地調をするなど必要な調査をすることができる。

- 2 コンプライアンス委員会は、前項の調査並びに前条の審査及び答申について、臨時に設置する第三者による調査委員会に委任することができる。

(処分の決定)

第9条 理事会は、コンプライアンス委員会の答申を審議し、処分決定を行う。また理事会は、コンプライアンス委員会及び前条2項の調査委員会答申を尊重するものとする。

- 2 前項の理事会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- (1) 審査対象者
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分の手続きの経過
- (5) 処分の理由及び証拠の標目
- (6) 処分の年月日
- (7) 処分決定に不服がある場合は、その申し立て期間

- 3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力が生じる。

(不服申立て)

第10条 前条第2項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申し立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の不服審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス委員会委員長
- (2) 外部有識者を含め、委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、審査対象者本人が出席して意見を述べることができる。

- 4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会開催を要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第11条 前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判当の関係)

第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本連盟は同一違反行為について、

適宜に審査対象者を処分することができる。この規定による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(既定の改廃)

第 13 条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。